

(例1)

宇都宮市の許可品目を栃木県はすべて含んでいるため、〈ケース2〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
金属くず	×
以上2種類	以上1種類

(例2)

宇都宮市の許可品目を栃木県はすべて含み、石綿含有産業廃棄物についても栃木県は含むため、〈ケース2〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を <u>含む</u> 。)	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を <u>除く</u> 。)
以上2種類	以上2種類

(例3)

宇都宮市の許可品目を栃木県はすべて含み、含有する特定有害産業廃棄物の種類についても宇都宮市の種類を栃木県はすべて含むため、〈ケース2〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
【汚泥】 特定有害産業廃棄物 (水銀又はその化合物 鉛又はその化合物 有機燐化合物) 以上を含むことのみにより 有害なものに限る。	【汚泥】 特定有害産業廃棄物 (水銀又はその化合物 × 有機燐化合物) 以上を含むことのみにより 有害なものに限る。
以上1種類(特定有害3種類)	以上1種類(特定有害2種類)

(例4)

宇都宮市のみで取得している許可品目があるため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
×	金属くず
以上1種類	以上2種類

(例5)

栃木県と宇都宮市の許可品目数は同じですが、宇都宮市のみで取得している許可品目があるため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
金属くず	×
×	紙くず
以上2種類	以上2種類

○上記の例では、紙くずは宇都宮市のみで取得している許可品目ため、宇都宮市の許可が有効となります。このため、宇都宮市の許可品目でない金属くずについては宇都宮市内での収集運搬はできません。

(例6)

栃木県と宇都宮市の許可品目数は同じですが、宇都宮市でのみ石綿含有産業廃棄物を含むため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
木くず	木くず
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を <u>除く</u> 。)	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を <u>含む</u> 。)
以上2種類	以上2種類

○石綿含有産業廃棄物に係る許可証上の記載については、平成18年10月1日以降の許可から適用しています。(栃木県では石綿含有産業廃棄物を含む場合のみ記載しています。)

○石綿産業廃棄物の含有可能性ある産業廃棄物は以下のとおり。

廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(例7)

栃木県と宇都宮市の許可品目数は同じですが、宇都宮市のみで取得している特定有害産業廃棄物があるため、〈ケース4〉に該当します。

栃木県許可	宇都宮市許可
【汚泥】 特定有害産業廃棄物 (水銀又はその化合物 鉛又はその化合物 ×) 以上を含むことのみにより 有害なものに限る。	【汚泥】 特定有害産業廃棄物 (水銀又はその化合物 × 有機燐化合物) 以上を含むことのみにより 有害なものに限る。
以上1種類(特定有害2種類)	以上1種類(特定有害2種類)

○上記の例では、汚泥に含有する「有機燐化合物」は宇都宮市のみで許可を受けた特定有害産業廃棄物であるため、宇都宮市の許可が有効となります。このため、宇都宮市の特定有害産業廃棄物でない「鉛又はその化合物」については宇都宮市内での収集運搬はできません。